

政策 参画と協働による地域社会づくり

目指す方向

県民一人ひとりが、暮らしている地域の将来像を描き、それを実現するための課題に正面から向き合い、行政はもとより、地域住民やNPO、企業など地域で活動する多様な主体と連携・協力して解決に取り組む活動を促進します。

また、男女が互いの個性と能力を十分に発揮しながら、社会の対等な構成員として責任を分かち合い、あらゆる人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

そして、県民がお互いに助け合い、支え合う地域社会の構築を目指します。

— 施策17 未来につなぐ協働のきずなづくり

目標 多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

— 施策18 男女共同参画社会づくり

目標 性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

— 施策19 人権が尊重される社会づくり

目標 互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

施策17 未来につなぐ協働のきずなづくり



目標

多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
NPO法人数(認定NPO法人を含む)	464 法人 (平成29年度)	500 法人
愛媛ボランティアネット会員登録数	4,118 会員 (平成29年度)	5,100 会員
地域づくりリーダー育成数	283 人 (平成30年度)	383 人
災害ボランティア研修会参加者数	817 人 (平成30年度)	1,300 人

現状と課題

人口減少や過疎化、急速な高齢化など社会構造の変化に加え、震災や風水害など大規模災害の頻発等により県民のニーズや価値観が多様化する中、行政だけでは全てのニーズに的確に応えることが困難になりつつあります。

また、核家族化や都市化の進展に伴い、自治会や町内会等の地縁型コミュニティが担ってきた地域活動に参加する住民の割合は減少する傾向にあり、地域の絆の希薄化が問題となっています。

こうした中、地域住民やNPO、企業など地域における多様な主体が連携・協力して地域課題の解決に取り組む活動が重要となっています。

取組みの方向

地域が抱える様々な課題に県民一人ひとりが正面から向き合う意識を高め、地域課題の解決に主体的に取り組む担い手の育成を図ります。

また、NPO等が安定的・継続的に活動できるよう、組織力や財務力等の活動基盤の強化を支援します。

そして、住民の関心と愛着、行政の参加と支援のもとに、地域に関わる様々な主体が連携・協力して課題解決を図り、絆を深めながら地域づくりに参画することができる協働ネットワークの構築に取り組めます。

さらに、市町や民間団体等が、自らの創意工夫により地域の一体的かつ自立的発展に向けた取組みを支援し、地域コミュニティの強化を図ります。

主な取組み

1 地域を結び、支える人材の育成

ボランティアやNPO活動への参加を促進し、子どもから大人まで多くの県民に様々な活動や交流を知ってもらうことにより、自主性・主体性を持って地域活動等に参加する気運を高め、自分たちが暮らす地域に誇りと愛着を持った人と人の絆を結び付ける人材の育成に取り組めます。

また、多様な主体と行政との協働の方向性を示し、県・市町職員の協働に対する意識の向上や地域活動への積極的な参加促進に努め、NPOなど多様な主体と行政との協働推進体制の強化を図ります。

2 地域課題に取り組む団体の活動基盤強化

NPO法人が安定的・継続的に活動できるように、「あったか愛媛NPO応援基金」を活用して助成するなど、活動基盤の強化を支援するとともに、NPO法人の情報公開や寄附環境の整備、企業の社会貢献活動を促進し、地域で多様な主体が助け合い支え合う仕組みづくりに取り組めます。

また、NPO等やボランティア団体、自治会をはじめとする地縁団体、学校、公民館等の社会教育施設、企業等を機能的につなげていく中間支援組織の機能強化を図るとともに、NPO等や中間支援組織を広域的・専門的に支援することができる仕組みを整備し、協働ネットワークの構築を推進します。

3 個性あふれる地域づくり

自らの創意工夫により、地域の活性化に取り組む市町や地域づくり団体の活動を支援するとともに、ビジネス的手法も取り入れた地域課題の解決方策や地域雇用の創出につなげます。

4 豪雨災害を踏まえた災害ボランティア活動に関する連携体制の強化

平成30年7月豪雨災害を契機に生まれた行政（県・市町）と社協（県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会）、NPO等（ボランティア団体、NPO及び中間支援組織）との災害ボランティア活動に関する3者連携体制を、県下全域に展開するなど機能強化を図り、将来の南海トラフ地震も見据えた災害支援ネットワークづくりにつなげます。

5 新型コロナを契機とした新たなコミュニティの創造

テレワーカーなど多様な人材が利用するコワーキングスペースを基軸とした新たなコミュニティの形成を促進することにより、テレワーカーと地域住民との交流活性化や移住者が活躍できる場づくりを図ります。

施策18 男女共同参画社会づくり



目標

性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
県審議会等における女性委員の割合	41.1% (令和2年度)	45%以上 (令和12年度)
男女の地位が平等と感じる人の割合 (「平等になっている」及び「どちらかといえばどちらかの性が優遇されている」と感じる人の割合の合計)	71.4% (令和元年度)	85% (令和12年度)
仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	40.5% (令和元年度)	40.5%以上 (令和6年度)

現状と課題

女性の社会進出は進んでいますが、様々な意思決定の場への参画は十分とはいえず、依然、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」等のように性別を理由として役割を分ける固定的性別役割分担意識も根強く残っているほか、配偶者等からの女性に対する暴力も社会問題となっています。

また、本格的な人口減少社会の到来など、社会情勢が大きく変化する中、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が家庭生活と仕事や地域活動を両立できる環境づくりが必要となっています。

取組みの方向

社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進するとともに、行政・政治・民間部門の意思決定の場への女性の参画拡大を促進するほか、女性の就業・起業を支援します。

また、身体的、性的、心理的暴力等あらゆる暴力の根絶に向け、ドメスティック・バイオレンス(DV：配偶者等からの暴力)の未然防止や被害者対策の充実等に取り組めます。

主な取組み

1 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進週間における普及啓発活動の強化や、県審議会等への女性委員の登用等に努めるほか、市町や関係団体、企業、学校等とのネットワークの強化を図り、男女共同参画を推進する上での地域課題の検証や解決に向けた取組みを進めます。

2 県男女共同参画センターの機能拡充

性別や就業の有無にかかわらず幅広く県民のニーズに対応した学習機会を提供するなど、県男女共同参画センターの機能拡充に努めるとともに、同センターと市町関連施設との連携強化を図り、地域活動をはじめとする様々な分野への女性の参加促進と自己実現に向けた活動支援に取り組めます。

3 女性の就業・起業支援

情報提供サイトの活用を図り、各種団体と連携し、女性の再就職や起業を希望する女性の支援に努めるとともに、女性がライフステージに応じて将来像を描く際に参考となる事例(ロールモデル)の普及啓発に取り組み、自分の個性や能力を生かせる主体的な取組みを促進します。

4 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力の根絶に向け、若年層に対する普及啓発を一層推進するなど、DV等を許さない社会的認識を徹底するほか、被害者の気持ちに寄り添ったきめ細かな支援を提供するため、関係機関と連携して、えひめ性暴力被害者支援センター等の相談窓口支援体制の充実を図ります。

施策19 人権が尊重される社会づくり



目標

互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
人権問題に関する研修・講座等の受講者数	5,474人 (平成29年度)	9,500人以上
人権・同和教育研究大会への参加者数	2,371人 (平成30年度)	2,400人
人権問題に関する指導者研修等の受講者数	1,780人 (平成30年度)	1,800人

現状と課題

私たちの周りには、同和問題や、女性や子ども、高齢者、障がい者への人権侵害など、様々な人権課題が存在しています。

また、近年、一部の人権課題については、個別法が成立するなど社会的関心の高まりが見られるものの、子どもの貧困、家庭内での暴力や虐待、インターネット上の誹謗中傷など、人権課題は複雑多様化しています。

このため、これら人権課題への対応や相談・支援体制を一層充実させるとともに、県民一人ひとりが自らの問題として捉え、誰もがかけがえのない存在として共に生きることの大切さを認識する必要があります。

取組みの方向

県民一人ひとりが多様な生き方を否定されることなく、相手の立場に立って考え、行動することにより、互いの人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

また、誰もが地域社会を構成する一員として、あらゆる分野に自由に参画でき、多様な文化や価値観等を認め合いながら共に安心して暮らすことができるよう、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害に対して、迅速かつ適切に対応できる相談体制やネットワークの整備に取り組みます。

さらに、国内外の状況を適切に把握しながら、重要課題における問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

主な取組み

1 人権教育・啓発の推進

あらゆる差別や偏見を解消するために、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進し、教職員をはじめとする人権教育の指導者を育成するとともに、若年層の学習機会を確保し、県民一人ひとりが人権の意義や重要性について生涯にわたり継続した学習ができる環境の整備に努めます。

また、差別をなくする強調月間を中心に研究会や講演会、広報媒体等を活用した啓発活動を実施し、県民の人権意識を高めます。

2 人権課題に対する相談・支援体制の強化

県民が安心して気軽に相談できるように、県人権啓発センターを総合的な人権相談窓口として体制を整備するとともに、人権に関する研修会の開催や映像ソフトの貸出しを行うなど、県民の人権啓発活動を支援します。

また、国や市町、NPO等の民間支援団体と連携・協力しながら、相談活動の充実・強化に努めます。

3 重要課題への取組み強化

女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者、犯罪被害者等、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、被災者等の重要課題について、国内外の状況を適切に把握しながら、それぞれの固有の問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

4 新型コロナに共に立ち向かう社会づくり

感染者や関係者への誹謗・中傷や、事実無根の情報の拡散など人権を侵害し感染拡大防止の妨げとなる行動をしないよう強く呼びかけを行うとともに、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーへの理解を深め、新型コロナウイルスに共に立ち向かう社会づくりを目指します。

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 持続可能な活力ある地域づくり

目指す方向

人口減少が進む中、地域運営に取り組む県民同士が情報を交換できる広域的なネットワークを構築するなど、県民主体の地域運営の仕組みづくりをサポートします。

また、移住・定住やU・Iターン就職の促進に積極的に取り組み、地域の新たな担い手を確保するとともに、地域活動の中心となる人材を育成します。

そして、地域の問題を地域主体で解決できる、活力あふれる地域社会の構築を目指します。

施策20 地域を支える人材づくり

目標 地域を支える人材を呼び込み、育成したい

施策21 地域集落の機能強化

目標 より広い範囲で支え合う住民主体の集落運営を進めたい

施策 20 地域を支える人材づくり



目標

地域を支える人材を呼び込み、育成したい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
移住窓口相談件数	3,637 件 (平成30年度)	6,000 件
県外からの移住者数	1,715 人 (平成30年度)	3,500 人
県外からの移住者数に占める若者世代の割合	42.7% (令和元年度)	48.7%

現状と課題

人口減少や高齢化が急速に進行する中、地域の維持・活性化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要な課題となっています。とりわけ、県内過疎地域などでは都市への人口流出による課題が顕著であり、県・市町が連携して行った集落实態調査の結果においても、集落の抱える課題の大半は、地域活動や産業の後継者、担い手不足に起因するものでした。

今まで集落を支えてきた昭和ひと桁生まれの方々が、全員 80 歳代後半となるなど、今後、地域の担い手が大きく減少するおそれがあり、これに対応した仕組みづくりや、移住・定住施策の推進による人材の確保が大きな課題となっています。

また、都市部から地域へ移住する上での不安・懸念材料として、「働き口が見つからないこと」を挙げる人が多く、地域を支える人材の確保のためには、移住希望者それぞれのニーズに即した就業や就農の支援が不可欠となっています。

取組みの方向

近年、大都市圏では、田舎暮らしやスローライフへの関心を持つ人々が増加しつつあり、こうした地方移住への気運が高まる中、市町や関係団体と連携しながら、受入れから定着に至るまで切れ目のない重層的な支援を行い、若い世代を中心に、地域を支える担い手の呼び込みを図ります。

また、実態に即した研修会の開催等を通じて地域を支える人材のスキルアップを支援します。

主な取組み

1 地域の担い手確保・育成

地域の実情に応じ、調整役・つなぎ役となる人材(集落支援員等)や外部から地域課題の解決に取り組む人材(地域おこし協力隊等)を効果的に活用した仕組みづくりを推進し、地域における担い手の確保を支援します。

また、地域の実態に即した実践的な研修や県内各地の地域づくり実践者との交流を通じて、地域における活動の中心となる人材のスキルアップや将来にわたる幅広いネットワークの構築を支援するほか、大学と連携し、地域課題の研究を通して人材の育成を図ります。

さらに、地域おこし協力隊に対しては、農林水産業への就業や起業の支援を行うとともに、県内の隊員・OBの連携強化を図ることにより、任期終了後の定住を促進し、地域における担い手確保を図ります。

2 移住・定住の促進

人口減少が進む中、地域の新たな担い手として移住者の呼び込みを一層加速させていくため、市町や民間団体と緊密に連携しながら、オール愛媛の体制で移住コンシェルジュを中心とした相談体制の充実や県単独移住フェアの開催等による情報発信力の強化を図るとともに、地域住民が主体となった移住の取組みを支援していきます。

また、空き家を利活用した移住・定住の促進に取り組みます。

さらに、将来的な移住希望者の裾野拡大につなげるため、地域外にあって、定住には至らないものの、特定の地域への継続的な関心と交流を通じ、多様な形で地域を応援する「関係人口」の創出・拡大を図ります。

3 就業・就農支援

愛媛県へのU・Iターン就職を希望する方とU・Iターン採用を希望する企業の情報を収集・管理し、双方に情報を提供するほか、愛媛の求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」を活用したマッチング支援やU・Iターンに関する相談を行うなど、愛媛県へのU・Iターン就職の促進に取り組みます。

また、市町や（公財）えひめ農林漁業振興機構、農業・漁業協同組合、森林組合など関係機関と連携して、年齢や性別、個人や企業などを問わず多様な新規就業者を確保するため、必要な情報の発信や技術習得のサポートに取り組みます。

4 新型コロナを契機としたテレワーカーやワーケーション誘致の推進

えひめ南予きずな博や首都圏経済界と連携した取組みを展開することにより、テレワーカーやワーケーションの誘致を推進し、関係人口の増加につなげ、大都市圏からの若者世代を中心とした移住・定住の拡大を目指します。

5 オンラインによる交流・関係人口の拡充

オンラインでの移住相談会やバーチャル体験ツアーの開催など、デジタルマーケティングも活用し、交流・関係人口を拡充する取組みを推進することで、より多くの県外在住者に、本県に関わるきっかけを提供することで、地域の活性化につなげます。

施策 2.1 地域集落の機能強化



目標

より広い範囲で支え合う住民主体の集落運営を進めたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
集落活性化意識の醸成に取り組む市町数	-	20市町
地域づくりリーダー育成数	283人 (平成30年度)	383人

現状と課題

県では、関係市町と連携しながら、基盤整備や産業振興を中心に、県内過疎地域の総合的かつ計画的な対策を推進してきました。しかし、人口減少が進展し、高齢化率の高まりにも歯止めがかからないことから、当該地域の集落機能の低下や、生活扶助機能の喪失などが懸念されています。

また、同様に県内過疎地域の公共交通機関は、人口減少や高齢化に伴う利用者の減少により、減便や路線廃止を余儀なくされており、県民の暮らしに欠かせない生活交通の維持を図ることも急務となっています。

本県の過疎地域は、県土の約65%を占め、農林水産物の供給や水源のかん養など、重要な公的機能を果たしていることから、集落機能の低下は、地域住民を支える市町の課題であるのはもちろん、県全体の課題として、早急に対策を講じる必要があります。

こうした中、市町と連携して実施した全県にわたる集落实態調査の結果、県内過疎地域等における深刻な課題として、高齢化や人口減少による活動衰退、基幹産業である第一次産業の担い手不足のほか、地域活動を維持するための規模や仕組みが不十分であることが明らかとなりました。

取組みの方向

今後更なる人口減少が見込まれる中、地域活動の維持を図るためには、小規模の地縁組織（単一集落）では限界があることから、県と市町が役割を分担しながら、概ね小学校区程度の規模を持つ複数集落のネットワーク構築や機能強化を支援し、それぞれの地域が抱える課題に住民主体で対応する仕組み（地域づくり協働体）づくりを促進するとともに、地域づくり協働体を基盤とした人口安定化モデルの構築を図ります。

さらに、鉄道、バス・離島航路など地域住民の重要な交通手段となっている公共交通機関の維持に努めます。

地域づくり協働体：地域の意思を決定する会合等を持つ概ね小学校区程度の規模を持つ複数集落群であって、独自の規約、意思決定の仕組み（総会等）、予算、代表者が存在している団体の総称

主な取組み

1 新たな地域運営の仕組みづくりの促進

市町と連携しながら、複数集落による話し合いや計画策定の支援を行うことにより、住民主体の地域運営の仕組みづくりをサポートし、地域づくり協働体の構築を促進します。

また、集落の維持・活性化に不可欠な人口の安定化を目指し、地域住民が主体となり、目標を設定して、その達成に向けて積極的に活動し、意識の醸成を図ろうとする取組みを支援します。

さらに、国の施策も十分に活用しながら、地域におけるグリーン・ツーリズム活動の推進、特産品開発や遊休施設の利活用等を幅広くサポートするほか、研修会の開催や情報発信力の強化等を通じて、県内集落間のネットワークづくりを促進します。

2 地域コミュニティへの参画促進

多様な主体の地域コミュニティへの参画を促進するため、地域運営に取り組む住民相互の情報交換や広域的なネットワーク構築を支援します。

3 地域の実情に応じた生活交通ネットワークの維持・確保

市町や企業、地域住民などの関係者と連携し、国による支援策を十分に活用しながら、地域の実情に応じた施策の充実や、過疎地域等において効率的な運送が可能となる規制緩和に向けた取組みを行うこと等により、県民の生活・交流の基盤として、地域に適した持続可能な地域公共交通の存続を図ります。

政策 支え合う福祉社会づくり

目指す方向

高齢者や障がい者を含め、誰もが個性を發揮しながら、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、ニーズに応じた適切な福祉サービスの提供に努めます。

また、気軽に相談できる場所が身近なところにあり、地域の仲間と一緒に不安や孤独を解消することができる地域づくりを進めます。

そして、県民同士が支え合いながら暮らし続けることができる福祉社会の形成を目指します。

施策2.2 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

目標 高齢者が健やかに長寿を楽しみ、住み慣れた地域で安心・安全に生活できるようにしたい

施策2.3 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり

目標 障がい者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

施策2.4 地域福祉を支える環境づくり

目標 住民が互いに支え合うとともに、もっと安心して福祉サービスを受けられる社会にしたい

施策 2.2 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現



目標

高齢者が健やかに長寿を楽しみ、住み慣れた地域で安心・安全に生活できるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
重度要介護(要介護4・5)高齢者の割合	4.64% (平成29年度)	4.81%以下
要介護認定を受けていない人の割合	79.22% (平成29年度)	77.66%以上
認知症サポーター数	125,927人 (平成29年度)	192,400人 (令和5年度)
ねんりんピック参加活動人数	6,165人 (平成29年度)	10,000人 (令和5年度)

現状と課題

本県では令和7年には、高齢者人口がピークを迎え、いわゆる「団塊の世代」が心身機能の低下の傾向が見られる75歳以上となります。また、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されています。

高齢化の進行や社会的状況において、介護需要の増大が見込まれますが、高齢者が介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるためには、介護保険サービスの充実強化はもとより、生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくりが求められています。

取組みの方向

高齢者の要介護状態の増加・重度化を抑制し、健康寿命の延伸を図るとともに、生涯にわたる健康づくりと、社会参加活動や学習機会を通じての生きがいの充足を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めます。

このほか、介護保険制度が持続可能性を維持されるよう、介護給付の適正化や安定的な保険運営を行うための支援に努めます。

主な取組み

1 高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり

高齢者の生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、栄養・食生活、運動などを意識した健康づくりに取り組むとともに、歯と口腔の健康づくりに努め、健康寿命の延伸を図ります。

また、就業支援や生涯学習機会の提供、ICTの利活用を促進するほか、高齢者を対象とするスポーツサイクルの普及促進や、健康と福祉の祭典「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」の本県開催(令和4年)に向けた取組み等、高齢者のスポーツ活動を通じた社会参加の促進と生きがいづくりを推進します。(新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、本県大会は1年延期され、令和5年の開催となった。)

2 高齢者自立に向け、地域で共に支え合う社会づくり

高齢者が住み慣れた自宅や地域で各自の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムを核として、各市町による自立支援や介護予防、重度化防止等に向けた取組みを支援します。

また、認知症の早期発見や認知症サポーターの活用等による認知症高齢者への支援、高齢者の移動・交通手段の確保や新しい総合事業による生活支援の推進のほか、介護を必要とする高齢者を支えるため、県在宅介護研修センターの利用促進や介護サービス事業者・人材の確保に努めます。

3 高齢者が安心・安全に暮らせる社会づくり

高齢者の住まいや施設の整備・充実を図るとともに、交通事故や犯罪による被害等の防止に努めます。

また、近年多発する自然災害から高齢者等の命を守り、安全を確保するため、避難場所の整備などハード面だけでなく、平時からの情報提供や避難訓練など、ソフト面での対策を講じることにより、災害時の効果的な「援護」に努めます。

さらに、市民後見人を含めた成年後見制度の推進を図るとともに、虐待防止など、高齢者の権利擁護の取組みを推進します。

4 介護保険制度を支える仕組みづくり

市町による地域の実情を踏まえた居宅・施設サービスの整備・充実化を支援するとともに、A I・I C T・介護ロボットの導入や身体的負担の少ない介護技術の推進等により労働環境の効率化とイメージアップを図り、各種施策を通じた介護人材の安定的な確保と育成に努めます。

また、介護サービス情報の公表や外部評価、苦情処理体制の強化等を通じた利用者保護とともに、サービス事業者等の指導・監督、要介護認定やケアマネジメント、事業者のサービス提供体制等に関する介護給付の適正化を図ります。

5 高齢者福祉のDX

A Iを活用したケアプラン作成の実証を進め、導入促進に取り組むほか、I C T機器や介護ロボット等の導入による介護現場の業務効率化を促進し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して自分らしく愛顔で暮らせる共生社会づくりを推進します。

施策23 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり



目標

障がい者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
施設入所から地域へ生活の場を移した人数(率)	36人(1.8%) (平成30、令和元年度)	88人(4.4%) (令和3～5年度)
県障がい者スポーツ大会の参加者数	1,877人 (平成29年度)	2,500人
全国障害者スポーツ大会の団体競技の出場種目数	0種目 (平成28年度)	3種目
民間企業における障がい者雇用率	1.97% (平成29年度)	2.30%

現状と課題

県内では、身体・知的・精神障がいの手帳交付者数が増加傾向にあるとともに、障がいの重度化や重複化、障がい者及び介護者である家族の高齢化などの多くの課題が顕在化しており、また、発達障がいや高次脳機能障害に加え、難病などの障がいの多様化や、障がいのある女性、子ども、高齢者に配慮したきめ細かい支援が求められています。

加えて、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がい者が身近な地域において必要な支援を受けられるよう、障害福祉サービスや相談支援体制の充実等、地域基盤の整備が必要であるほか、障がい者が、自らの決定に基づき社会参加できる環境整備を関係機関と連携して分野横断的に支援する必要があります。

取組みの方向

障がい者自身が、社会の構成員の一員として主体性・自立性を持ち、自ら選択した地域に居住しながら自立した日常生活を営むだけでなく、その能力を十分発揮して生きがいを見つけ、積極的に社会活動に参加することができるよう、市町等関係機関と連携しながら、質の高い障害福祉サービスの提供や相談支援体制の充実、ライフステージを通じて切れ目のない支援体制の構築等を図るとともに、障がい者の虐待防止や差別解消をはじめとする権利擁護の体制整備、地域における災害時の支援体制の整備促進、障がい者スポーツや芸術文化活動の推進に努めるなど、安心して、充実した生活ができる環境づくりを進め、施設入所者等の地域生活への移行及び障がい者の地域生活を支援します。

また、障がい者が意欲を持って仕事に就けるよう、労働関係機関と連携し、個々の障がい者の特性に配慮した就労支援を強力に推進します。

主な取組み

1 障がい者が自立できる地域社会づくり

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における相談・支援機能の強化・拡充に加え、福祉、医療、教育、雇用等の各分野の相互連携のもと広域的・専門的な相談機能を構築するなど、重層的な支援体制の整備を図ります。

また、個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて必要とする支援をきめ細かく提供するため、人材育成や施設整備も含めサービスの量的・質的充実に努めます。

特に、発達障がい者は、早期に適切な支援につなげて、生活の質の改善や社会参加の促進を図られるよう各市町における発達障がいに総合的に対応するワンストップ相談窓口の設置を支援します。

さらに、施設等から地域へ生活の場を移した方を含め、障がい者が地域で定着し自立した生活を送るために必要なボランティアの確保や、虐待防止及び差別解消など、地域住民の理解を深める啓発活動を推進するとともに、障がいの特性等にも配慮した災害時支援対策を講じるなど、障がい者が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを促進します。

2 障がい者の社会参加

障がい者のあらゆる分野への活動参加機会が確保されるよう、障がい者に対する差別解消を含む幅広い理解促進に努めるほか、障がい者の性別や年齢、障がいの状態に配慮し、当事者の意向を尊重した教育を実施します。

また、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や芸術文化活動については、障がい者自身や関係団体による様々な取組みを支援するとともに、その活動の成果を発表する機会を増やすことにより、障がい者の生きがいづくりを推進します。

特に、障がい者スポーツへの支援では、「障がい者スポーツの裾野拡大」から「パラアスリート選手の競技力向上」まで、幅広い取組みを行うとともに、障がい者・健常者の区分のない競技としてeスポーツを推進するほか、障がい者の芸術文化活動への支援では、芸術文化祭の開催などにより、障がい者の社会参加を促進します。

3 障がい者の就労支援

障がい者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用や保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成するとともに、職場への適応に課題を有する障がい者への援助者の派遣や障がい者の態様に応じた職業訓練の実施など、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援に取り組みます。

また、事業主には、障がい者雇用への理解を求めるほか、雇用実績のない企業等にとって障がい者雇用のきっかけとなる取組みを進め、障がい者の多様な就業機会を確保するとともに、個々のニーズに応じた一般就労を促進することにより、障がい者の経済的自立を支援します。

さらに、一般就労が困難な障がい者については、障害者就労施設等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組みを推進します。

特に、県では、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を早期に達成するため、職員採用における障がい種別の拡大や、出先機関における非常勤職員の雇用など雇用形態の多様化に取り組むほか、常時勤務による就労が困難な障がい者を対象とする「えひめチャレンジオフィス」を開設し、就労経験を積む機会を提供することにより、民間企業等への就労（ステップアップ）を支援します。

4 デジタル技術の活用による誰もが自分らしく生きられる社会の構築

生活・労働・雇用等、障がい者の社会生活において、デジタル技術を積極的に活用し社会的障壁をなくすための取組みや社会参加を推進するとともに、様々な障がいや考え方に応じた配慮、適切な対応等の普及啓発や障がい特性に適応したパソコン等の情報機器の普及促進に取り組むほか、市町と連

携し、タブレット端末を使用した遠隔手話派遣サービスの支援体制整備を推進することで、障がいの有無やその特性にかかわらず、誰もが自分らしく生きられる社会の構築を推進します。

また、障がい福祉施設等の介護ロボットやICT導入を支援することで、現場の職員の負担軽減や業務効率化を図り、利用者に対するサービスの向上につなげます。

施策 2.4 地域福祉を支える環境づくり



目標

住民が互いに支え合うとともに、もっと安心して福祉サービスを受けられる社会にしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
社会福祉施設等従事者数	8,373人 (平成29年度)	10,187人
民生児童委員1人当たりの平均訪問回数	164回/人 (平成29年度)	175回/人

現状と課題

急速な少子高齢化や核家族化の進展に伴い、これまで家族が担ってきた介護や子育てなど、家庭内での支え合い機能が弱体化する傾向にあります。

さらに、住民意識の変化により、地域における人と人とのつながりも希薄化し、無縁社会がクローズアップされるなど、コミュニティの弱体化が地域全体の深刻な問題となっており、社会情勢の変化に伴い高度化・複雑化した福祉ニーズに対して、これまで以上に地域における包括的な地域福祉の推進体制の構築を図ることが必要となっています。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指していただくことが求められています。

さらに、様々な情報が氾濫する現代社会で、利用者が自らの判断で質の高い福祉サービスを選択し、受けることができるようにするためには、人材の育成・定着の推進等により福祉サービスの質を高めることや、事業者の情報公開及び第三者機関による専門的かつ客観的な評価制度の適切な運用が不可欠となっています。

また、利用者の安全・安心を確保するため、地域福祉の活動拠点である社会福祉施設等の適正な維持管理が求められています。

取組みの方向

地域共生社会の実現に向けて、これからの本県の新しい地域福祉のあり方について方向性を示すとともに、福祉を支える関係機関・団体や人材をつなぐネットワークづくり、県民の福祉に対する自発的な参画意識の醸成などに取り組むことにより、行政や関係機関・団体、県民等が一体となり、本県の包括的な地域福祉の推進体制の構築を目指します。

生活保護受給者に対する就労支援や生活困窮者への相談支援など、適切なセーフティネットの構築や社会的孤立の解消を図るほか、人と人とのつながりの再構築を担う人材育成を図ります。

また、社会福祉事業に関する情報等の積極的な公表や第三者評価の適正な運用に加え、従事者の資質向上や人材確保及び定着に努め、福祉サービスの質の向上等を図るとともに、社会福祉施設等の整備を促進するなど、地域のニーズに応じた福祉コミュニティの形成に努めます。

主な取組み

1 これからの本県の新しい地域福祉のあり方の形成

高齢、障がい、子ども等の福祉分野をはじめ、まちおこしや防犯・防災、環境等の福祉以外の分野も含めた地域の様々な生活課題に対して、課題の把握から解決に向けて地域住民等が主体的に取

り組むことができる環境の整備や、関係機関・団体等による包括的な相談・支援体制の構築、共生型サービスの推進など、これからの本県の新しい地域福祉のあり方について、県内市町をはじめ関係機関・団体等と連携しつつ、具体的な方向性を示した上で、強化を図ります。

2 生活困窮者に対する支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的・継続的な伴走型の支援により、個々の課題に応じた支援を行うとともに、住民同士が支え合える地域づくりを推進します。

3 地域で活躍する人材の育成と地域福祉ネットワークづくり

地域住民やボランティア、NPOなど地域で活躍する人材を育成し、求められるマンパワーを確保するとともに、その人材と地域の様々な支援機関等をつなぎ合わせて地域生活課題の解決を目指す地域福祉ネットワークの構築に努めるなど、支援体制の強化を図ります。

また、民生児童委員について、高齢者や生活困窮者への見守りや相談対応をはじめ児童虐待防止やいじめの防止などの活動を支援するため、活動費への支援を拡充します。

さらに、事業者団体等とも連携しながら、外国人介護人材の円滑な受入れや、活躍できる環境整備及び職場定着を支援します。

4 質の高い福祉サービスの提供

地域福祉を支える福祉事業従事者の処遇改善や福祉施設等の職場環境の整備を促進するとともに、市町や関係機関と連携した専門性を高めるきめ細かな研修事業を実施するなど、質の高い地域福祉を担う人材の育成・定着を推進します。

また、必要とする福祉サービスを多様な事業者の中から比較・検討して、利用者やその家族が適切に選択できるよう、事業者の情報公開を促進するとともに、福祉サービス第三者評価事業の更なる充実を図り、質の高い福祉サービスを確保しながら、利用者の安心感・満足感の向上に努めます。

5 社会福祉施設等の整備促進

地域のニーズに的確に対応するため、社会福祉施設等の計画的な整備を促進するとともに、地震や火災といった災害発生時の安全・安心の確保に向け、既存施設の防災対策等の強化を図ります。

6 福祉コミュニティへの参画促進

地域住民が取り組む福祉コミュニティづくりを総合的にコーディネートできる人材を育成するとともに、市町や社会福祉協議会、企業、各種団体等の関係機関との連携・情報共有を図りながら地域のニーズに合った情報を発信することにより、県民の福祉コミュニティへの自発的参画を促進します。

7 豪雨災害被災者の生活再建支援

豪雨災害被災者の心身の負担を軽減し、安心して日常生活を送れるようにするため、市町や社会福祉協議会等と連携して、健康管理をはじめ、個々の被災者の状況に応じた見守りや生活相談等の支援、仮設住宅等避難生活の場におけるコミュニティづくりの促進など、地域全体で支え合う体制を構築し、一日も早い生活再建に向けた支援に努めます。

8 コロナ禍での地域全体で支え合う体制づくり

社会福祉施設間の相互応援体制を構築するため立ち上げた「E-WELL(イーウェル)ネット」を運用し、感染者が発生した施設からの要請に応じた職員派遣の調整や応援職員の派遣に協力する法人への支援等を行うことにより、施設でのサービスの提供を継続できるよう取り組みます。

また、新型コロナウイルスの影響を受けた生活困窮者の生活維持や自立に向けた支援を行います。

政策 健康づくりと医療体制の充実

目指す方向

県民誰もが、栄養・運動・休養のバランスが取れた生活を送り、「自分の健康は自分で守り、つくる」という強い気持ちで取り組む、自発的な健康づくりを促進します。

また、けがや病気になったときでも、住み慣れた地域で、誰もが安心して良質な医療を受けられる体制づくりや、限りある医療資源を最大限に有効活用した救急医療体制の充実・強化、医薬品等の安全対策等に努めます。

そして、県民誰もが生涯にわたって健やかに暮らすことのできる社会の実現を目指します。

— 施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり

目標 もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

— 施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

目標 もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

— 施策27 救急医療体制の充実

目標 傷病者の状態に応じた適切な救急医療を受けられるようにしたい

施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり



目標

もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
75歳未満のがん死亡者数(人口10万人当たり)	75.2人 (平成29年)	67.9人 (令和4年)
65歳未満で死亡する人の割合	男性 11.8% 女性 5.6% (平成29年)	男性 7.2%以下 女性 3.2%以下 (令和4年)
自殺死亡率(人口10万人当たり)	18.3人 (平成28年)	12.8人以下 (令和5年)
介護保険施設等における新型コロナウイルス発生時の業務継続計画の策定率	-	100% (令和5年度)

現状と課題

衛生状態の改善や医療提供体制の整備等により、県民の平均寿命は伸びているものの、介護を要する状態にある高齢者は年々増加する傾向にあります。

また、栄養の偏りや運動不足等に起因する生活習慣病が増加しており、健全な食生活の実践と適度な運動による生活習慣の改善が求められています。

そして、生活習慣病の一つである「がん」は、県民の死亡原因で最も多く、約4分の1(平成29年)を占めており、早期発見・早期治療を目的とするがん検診の受診率向上が、喫緊の課題となっています。

なお、自殺者数は、平成26年以降、年間300人以下で推移し、概ね減少傾向にありますが、うつ病などの精神疾患患者数が増加する中、心の健康を保持増進するための取組みは、重要性を増しています。

取組みの方向

県民の主体的な健康づくりを推進するため、健康づくりの目標を設定し、県民自らが行う健康管理を支援するとともに、それをサポートする社会環境づくりを進めるなど、一人ひとりの状態に応じた健康づくりの支援や、心身ともに健康でいきいきと暮らすための食育の推進に努めるほか、健診・医療・介護のビッグデータを活用した生活習慣病の疾病予防等に取り組めます。

また、がん検診の受診率向上につなげる普及啓発に努め、がん患者や家族に対する精神面や生活面での相談機能を強化するなど、がんと向き合い、がんに立ち向かう人々を支えるサポート体制の構築を図ります。

さらに、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や関係機関の連携強化をはじめ、心の健康づくりに向けた各種の対策を総合的に推進するとともに、感染症対策、難病対策に取り組めます。

主な取組み

1 県民参加型の健康づくりの推進

健康的な生活習慣を身に付けるため、栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ（喫煙）等について、ビッグデータの分析に基づく課題や効果的な対策の情報提供や普及啓発等に取り組み、県民一人ひとりが自発的に生活習慣病対策に取り組む気運の醸成を図ります。特に、栄養・食生活についての正しい理解を促進するため、家庭や学校、地域等それぞれの役割に応じて、県民のライフステージに合った食育や、栄養バランスに配慮した食生活の改善に県民自らが取り組む方を推進します。

また、県・市町が実施する普及啓発事業と企業が従業員向けに実施する健康教育、健康相談をマッチングするなど、地域保健と職域保健が連携しながら生活習慣病の予防効果が高い世代を中心とした、重点的かつ効果的な保健指導を実施します。

2 歯と口腔の健康づくりの推進

歯科保健に関する啓発イベントや研修会の開催、歯科検診や歯科保健指導・相談等を行うことにより、県民の関心と理解を深め、全身の健康づくりに大きく関わる歯と口腔の健康づくりを推進します。

3 総合的ながん対策の推進

県民一人ひとりが、がん検診の必要性を理解し、自発的な予防や早期発見に取り組むことができるよう、科学的根拠に基づいた正しいがん予防知識の普及啓発を強化するとともに、検診の実施主体である市町等と連携し、受診機会の拡大を図るなど、がん検診の受診率向上に努めます。

また、がん患者一人ひとりの病状に応じた医療を提供するため、医療機関相互の連携を強化するとともに、住み慣れた自宅や地域で質の高い治療を受けながら、家族と共に患前と同様の環境で生活が送れるサポート体制を構築するなど、がん患者の視点に立った対策を推進します。

4 心の健康づくりの推進

県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問指導等を実施するとともに、関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対策、ひきこもり対策、各種依存症対策などの心の健康の保持増進に積極的に取り組みます。

5 感染症対策の推進

結核、HIV・エイズ、肝炎、新型インフルエンザなどの感染症の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供及び感染症に関する知識の普及啓発等の感染症予防対策を推進します。

6 難病対策の推進

難病及び小児慢性特定疾病患者に対する医療費助成や保健所における医療・福祉の相談事業等を実施し、本人及びその家族の精神的、経済的負担の軽減を図ります。

7 豪雨災害被災者への健康支援

被災者・支援者の中長期的な心のケアを継続していく必要があることから、専門的な医療ニーズや相談に対応できる体制を整備します。

8 新型コロナ感染拡大防止とコロナ禍での心のケア

事例ごとに早期の「囲い込み」と「封じ込め」による感染の連鎖を断ち切る対策を講じるとともに、ウイルス検査体制と保健所での調査体制の強化を図るほか、コールセンターを設置・運営し、相談受付・情報提供を行います。

また、「感染回避行動」の習慣化を始め、接触確認アプリ・システムの活用、業種別ガイドラインの実践、空港等での水際対策の実施など、感染防止対策を徹底するとともに、社会福祉施設等の感染症対策への支援や県有施設等の感染防止対策の強化などにより、「オール愛媛」で県内での感染拡大防止を図ります。

さらに、ワクチン接種を迅速かつ適切に実施できる体制を整備し、着実に実行します。加えて、感染者やその家族、関係者等を対象とした専用ダイヤルによる相談窓口を設置することにより、心のケア体制を強化するとともに、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談しやすい体制を整備することで、自殺対策を強化します。

9 データ利活用による健康増進

本県が導入したスマートヘルスケアアプリの活用促進を図るとともに、健診・医療等ビッグデータの分析・活用による県民の健康づくりの取組みを促進することで、県民に対し生活習慣の改善等の行動変容を促し、健康寿命の延伸や医療費の適正化を目指します。

施策 2.6 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

目標

もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい



成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
医療施設従事医師数(人口10万人当たり)	262.5人 (平成28年度)	282.2人
県の医師確保奨学金貸与生の人数	190人 (平成30年度)	254人 (令和3年度)
県内の医薬分業率	58.7% (平成29年度)	72.8%

現状と課題

身近な地域で質の高い医療を受けたいという県民ニーズや、医療安全、終末期医療に対する関心が高まる中、患者が医療機関や治療方法に関し十分な情報を得ることができる環境づくりが求められています。

また、全国的に医師不足が深刻化する中、県内でも病院の診療科の休止・廃止が相次ぐなど、地域医療を取り巻く環境は、かつてない厳しい状況に直面するとともに、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には医療需要が増大することが予想されており、住み慣れた地域で誰もが安心して良質な医療を受けられる体制づくりに向け、医療制度の抜本的な改革が急務となっています。

加えて、看護師等の需要も増加しており、結婚、出産・育児だけでなく、時間外労働が多い、夜勤の負担が大きい等を契機とした離職に対応するため、働き続けられる環境整備や再就業を促進し、医療従事者の確保・定着対策を推進する必要があります。

また、全国平均に比べ低い医薬分業率の向上を図るとともに、医薬品製造業者・薬局等に対する監視指導の強化等を通じた、医薬品等に関する一層の安全の確保が求められています。

取組みの方向

医師等確保対策については、愛媛大学や関係機関等と連携して強力で推進するとともに、国に抜本的な制度改革を強く働きかけます。

また、院内感染対策や医薬品等の安全管理はもとより、適切な医療情報の公開を推進するなど、地域医療の安全性向上と信頼確保を図ります。

さらに、各地域における医療提供体制の将来あるべき姿を見据え、医療と介護の連携を図りながら、県民誰もが適切な医療を不安なく受診できる、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を図ります。

主な取組み

1 医師等確保対策の推進

地域医療を担う医師の養成に向けて、奨学金制度や寄附講座等の効果的な運営に努めます。

特に、奨学生を、地域医療に貢献できる高いモチベーションと能力を持った医師として育成するとともに、愛媛大学との連携の下、医師としてのキャリア形成を支援しながら、政策医療を担う地域の病院等に効果的に配置し、地域の医師不足や偏在の解消に努めます。

併せて、医療従事者の負担軽減や離職防止、復職促進に向けて、病院内保育施設等の整備・運営の支援や、離職中の潜在的な医療従事者が復職しやすい環境整備など、勤務環境の改善に努めます。

2 医療情報等の適切な提供

県民が適切な医療機関を選択できるよう、えひめ医療情報ネット等を活用した効果的な情報提供を進めます。

また、セカンドオピニオンの正しい理解やインフォームド・コンセントの徹底を促進するための普及啓発を推進し、医療の主役である患者一人ひとりの視点に立った地域医療を確立します。

3 地域の実情にあわせた医療提供体制の整備

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域の医療需要の将来推計や病床機能の情報等を活用して、将来的に各地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に進めるため、医療提供体制のあり方を検討するとともに、将来のあるべき姿を実現するために必要な施設・設備の整備や在宅医療・介護を含め地域一体となった医療連携の促進、医療人材の育成等に取り組みます。

4 県民の安心の拠り所となる県立病院の実現

県立中央病院は、県内全域を対象とした県民医療の基幹病院として、MRIやCT等の高度な医療機器や屋上ヘリポートを有効に活用し、高度救命救急センター及び総合周産期母子医療センター等の機能を一層発揮させるよう努めます。

また、それぞれの県立病院が地域医療の拠点となるよう、一般医療をはじめ救急医療や周産期医療の確保と質の向上に努めるとともに、南海地震等の大規模災害発生時に災害拠点病院としての役割や機能が果たせるよう体制強化を図ります。

さらに、少子高齢化の進展や医療機能の分化など病院を取り巻く環境が大きく変化していく中で県立病院に求められる役割や機能が十分に発揮できるよう医療スタッフの確保や施設・設備の老朽化など喫緊の課題の解消に向けた検討を進めます。

5 医薬品等の安全対策

医薬品等に関する安全確保を図るため、医師会や薬剤師会等関係団体の協力の下、医薬分業率の向上及び「患者のための薬局ビジョン」に基づく薬局の再編に取り組みます。

併せて、医薬品製造業者や薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を強化することで、危険ドラッグの根絶と薬物乱用防止に努めるとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等関係法令の遵守を徹底し、県民の安全確保を図ります。

6 コロナ禍での安定した医療提供体制の構築と医療従事者への支援・確保

感染者の状態に応じた受入病床や宿泊療養施設の確保を行うなど、安定した医療提供体制を構築します。

また、感染のリスクを伴う検査や治療を行う医療従事者の負担軽減のための支援等を行うほか、医療従事者の確保又は派遣に対する支援を行います。

さらに、クラスター発生時に専門家チームによる早期収束を図る体制を構築するほか、かかりつけ医等に相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備し、感染防止対策の向上を図ります。

7 医療における情報伝達や共有の促進

医師不足地域において、5GやICTを活用した高精細映像の伝送など遠隔による医療支援体制の構築等に取り組むとともに、個人情報等にも十分配慮した医療情報の共有等を進めることにより、病診連携の促進や県民の利便性を考慮した環境整備を検討し、条件不利地域も含めた県内全域での医療提供体制の構築・維持確保を図り、県民誰もが安心して、希望する地域で暮らしていける安心な社会の実現に努めます。

施策 2.7 救急医療体制の充実



目標

傷病者の状態に応じた適切な救急医療を受けられるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
心肺停止患者の1ヶ月後の生存率	8.6% (平成28年度)	11.8% (令和5年度)
心肺停止患者の1ヶ月後の社会復帰率	6.7% (平成28年度)	7.4% (令和5年度)
二次救急医療機関の耐震化率	73.8% (平成29年度)	86.9% (令和5年度)

現状と課題

救急医療の需要は依然として増加傾向が続いており、本県の救急搬送人員は、平成18年の54,982人から平成28年の62,614人へと10年間で約1.1倍に増加しています。

しかしながら、近年の医師不足や地域偏在により、増加する救急医療ニーズに対応できず、救急医療体制の維持が困難になりつつある地域も認められており、救急患者の増加により、病院勤務医の勤務環境は過酷なものとなり、医師不足に拍車をかけていると言われてしています。

加えて、緊急性のない軽症患者が容易に救急病院を利用するといったいわゆるコンビニ受診が散見されているほか、救急車についても、軽症患者の利用が約5割を占め、真に重篤な患者の治療や搬送の妨げになるといった危険性もあるなど、本県救急医療は極めて厳しい状況が継続しており、効率的・効果的な救急医療体制の整備が喫緊の課題となっています。

また、今後30年以内の発生確率が70～80%程度と予想され四国地域全域にわたり甚大な被害を及ぼすことが危惧されている南海トラフ地震をはじめ、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故を踏まえた複合災害を想定した医療救護体制の構築等、平時から関係機関が連携し、不測の事態に迅速に対応できる体制を整備しておく必要があります。

取組みの方向

傷病の程度に応じて適切な救急医療が提供できるよう、初期、二次、三次の重層的な救急医療体制を構築するとともに、救急医療に携わる人材の養成・確保に努めます。

また、医療機関と消防機関の一層の連携を図り、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施に努めます。

さらに、災害医療体制が迅速かつ有効に機能するよう、市町や医療関係機関、防災関係機関等との連携による総合的な医療救護活動訓練を実施するとともに、研修等を通じて、災害医療従事者の対応力向上を図るなど、一層の底上げに取り組みます。

主な取組み

1 病院前救護体制

病院前救護体制を充実させるため、気管挿管や薬剤投与等を実施できる救急救命士の養成に引き続き取り組むとともに、メディカルコントロール協議会において、症例検討会や研修会等の活動を継続し、救急医療機関等と搬送機関の連携強化を図ります。

また、平成 29 年 2 月に導入したドクターヘリのほか、消防防災ヘリコプターやドクターカー等の効果的・効率的な運用を図り、交通遠隔地における救急医療体制の確保に努めます。

2 三次救急医療体制

重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的かつ的確に提供できるよう、医療施設・設備の充実や専門医の確保等の機能強化に努めます。なお、来院患者には、初期・二次救急患者が含まれており、本来の機能を発揮する上で支障を来しているため、初期・二次・三次救急の機能分化の周知徹底を図ります。

また、搭乗医師等の人材確保・育成に努め、ドクターヘリの安定的な運航体制を確保するとともに、消防機関や市町と連携してランデブーポイントの拡充を図り、ドクターヘリの効果的・効率的な運航体制の構築に努めます。

3 二次救急医療体制

救急告示施設の医師・看護師等の人員体制の充実や病院群輪番制病院の施設・設備の整備により、二次救急医療施設の機能を充実します。また、当番日以外にも救急患者を受け入れるなど二次救急医療体制を補完している医療機関等に対する支援を行い、医療従事者の負担軽減と二次救急医療体制の維持・確保を図ります。

さらに、二次救急医療機関の負担軽減を図るため、引き続き、県民に対し、医療機関の適正受診や救急車の適正利用について、普及啓発に努めます。

4 初期救急医療体制

身近な地域において必要とされる初期救急医療を提供できるよう、また、二次・三次救急医療機関の負担軽減につながるよう、休日夜間急患センター、在宅当番医制参加医療機関の診療体制の維持・確保に努めます。

また、初期救急医療機関の負担軽減を図るため、かかりつけ医機能の活用による病気や怪我の予防の徹底や健康管理についての教育等、救急受診を未然に防ぐための取組みを行うとともに、診療科目・時間や、対応可能な疾患・治療内容などをデータベース化して容易に検索が可能なシステムである「えひめ医療情報ネット」を活用して、住民に対して初期救急医療体制の周知徹底を図るほか、小児救急医療電話相談事業の実施等により、適切な救急受診の促進に努めます。

5 災害医療及び原子力災害医療

各災害（基幹）拠点病院において、医療施設の耐震化や衛星電話等の災害に備えた設備整備を促進し、拠点機能の強化を図るとともに、DMAT（災害派遣医療チーム）の計画的な整備や、チーム間の連携強化を図ります。また、二次救急医療機関を対象に、災害医療従事者の育成・確保に努め、災害時の対応力向上を図ります。

さらに、医療機関自らが被災しても早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の策定促進や、院内防災訓練等の実施支援に努めます。

このほか、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関において、適切な原子力災害医療が実施できる施設、設備、資機材の整備に努めるとともに、原子力災害拠点病院に設置する原子力災害医療派遣チームの充実・強化に取り組みます。

6 救急医療システムのデジタル化の推進

救急医療システムのデジタル化を推進することにより、県内全域での救急医療体制の構築・維持確保を図り、県民誰もが安心して、希望する地域で暮らしていける安心な社会の実現に努めます。

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 快適で魅力あるまちづくり

目指す方向

やすらぎのある緑豊かで安全な住環境の整備を推進するとともに、既存の都市機能を有効に活用した、コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、周辺環境と調和した美しい景観や町並みの形成に努めます。

また、ICT環境や情報通信サービスを活用した新たなビジネスモデルや生活スタイルの構築を推進するなど、個性豊かで利便性の高いまちづくりを進めます。

そして、誰もが快適に暮らせる、魅力ある生活空間の形成を目指します。

施策28 快適な暮らし空間の実現

目標 もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

施策29 ICT環境の整備

目標 パソコンやスマートフォンなどを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

施策 2.8 快適な暮らし空間の実現

目標

もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい



成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
街路整備密度	1.46 km/km ² (平成30年度)	1.49 km/km ²
景観計画策定数	15件 (平成30年度)	20件
県営都市公園の利用者数	2,708千人 (平成28年度)	2,870千人
耐震性を有する住宅ストックの比率	75% (平成25年度)	90% (令和2年度) 1

1 令和3年度以降は、次期愛媛県住生活基本計画の見直しで検討

現状と課題

職住分離やモータリゼーションの進展などにより、県内の多くの都市で住宅や商業施設、病院の郊外立地が進み、中心市街地は空洞化によりにぎわいを失う一方、高齢化社会を迎え、買い物や通院に支障を来す交通弱者が増加するなど、様々な問題が生じています。

快適な暮らしの実現等のため、本県では、全ての市町が景観行政団体となり、住民との協働による良好な景観形成を図りながら、地域特性を生かしたまちづくりを進めています。

一方、本県の街路改良率や街路整備密度は全国平均を大幅に下回り、地震・火災時の救助消火活動の支障となったり、渋滞・事故の発生につながることから、人家密集地区での街路整備が急務となっています。

取組みの方向

コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、緑豊かで周辺環境と調和した景観や町並みの形成に向けて、災害時の緊急利用も想定される街路や公園の整備、良質な住宅の維持確保など、快適な生活環境の整備に努めます。

また、JR松山駅付近連続立体交差事業をはじめ、地域の都市機能充実と地域全体の活性化に配慮した、市街地の再開発を含む総合的なまちづくりを推進します。

主な取組み

1 快適に暮らせる市街地の整備

公共施設などの郊外移転を抑制し、既存施設の用途変更を検討するなど、今ある都市機能を有効活用しながら、更なる機能集積を促進することで、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指します。

また、地域特性を生かしたまちづくりや歴史的な町並みの保存などを促進し、良好な景観の形成を推進します。

さらに、幹線道路における交通渋滞や歩行者の危険解消と、交通の円滑化による環境負荷の低減を図るため、街路や松山外環状道路の整備などにより、快適で魅力あるまちづくりを推進します。

2 都市公園の整備

都市公園は、レクリエーションのほか、良好な都市環境の保全や景観の形成、都市の安全性確保など、多様な機能を有する施設であることから、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の誰もが安全で安心して利用できるよう施設の整備・維持管理を推進します。

このうち、来園者数において中四国で1、2位を争うなど来園者から高い評価を得ているとべ動物園は、地域活性化に寄与する重要な役割を持った施設であり、将来を見据えた持続可能な動物園を目指し、ハード・ソフト両面から魅力向上に努めます。また、その実行にあたっては、隣接するえひめこどもの城や総合運動公園等と連携して地理的特性を生かした取組みも行います。

3 良質な住宅の維持・確保

老朽化が進んでいる県営住宅ストックを最大限活用するため、各種改善（長寿命化・バリアフリー化）や、地域の需要を踏まえた老朽団地の建替えを計画的に実施し、市場で適切な水準の住宅確保が難しい属性の世帯（低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など）に対し供給するよう努めるほか、民間住宅の耐震改修・バリアフリー化・省エネルギー化の促進や、老朽危険空家の除却の推進など、良質な住宅の維持・確保を図ります。

また、住宅ストックのリフォームやリノベーションによる品質・性能の向上と、中古住宅流通の活性化を促す環境整備の推進を図ります。

4 JR松山駅周辺における都市整備

JR松山駅周辺において、道路と鉄道との連続立体交差化により踏切を除却し、交通渋滞や踏切事故の解消など都市交通の円滑化や、鉄道により分断された市街地の一体化を促進します。

また、県都松山の陸の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを目指し、松山市が行う土地区画整理事業や関連街路事業と一体的な市街地整備を行うことにより、都市機能の充実した都心の形成を推進します。

5 データを駆使したまちづくりの推進

地域におけるデータの利活用の前提となるデータ収集の取組みを官民一体となって推進するとともに、仮想空間に現実の地形や建物、交通網等を再現し、人流・物流のモニタリングや輸送効率等を計測するためのシミュレーションを行い、現実世界での対策にフィードバックするデジタルツインの研究等に取り組むことで、地域・社会のスマート化を推進するとともに、データを駆使したスムーズな交通の確保など、誰もが安心して住み続けられるまちづくりに努めます。

施策29 ICT環境の整備



目標

パソコンやスマートフォンなどを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
オープンデータ取組数	10 県・市町 (平成30年度)	21 県・市町
自動車税(定時課税)のキャッシュレス納付率	3.2% (平成30年度)	10.0%

現状と課題

これまで、情報化の遅れた地域を対象に高度情報通信基盤の整備を推進してきた結果、移動系超高速ブロードバンドが99.8%、固定系超高速ブロードバンドも97.7%が利用できるようになりました。しかしながら、残る山間部や島しょ部等の過疎地域等における世帯との情報格差や、インターネット利用の世代間や年収の異なる世帯間における格差はいまだに存在しており、デジタル・デバイドの解消が引き続き課題となっています。

また、情報通信機器の世帯保有状況でスマートフォンの保有率が75.1%となり、パソコンの保有率の72.5%を上回るなど、スマートフォンやウェアラブル端末等が急速に普及し、ICTの利用形態も多様化しており、端末やセンサー類の小型軽量化、低廉化とそれに伴うデータ流通量の飛躍的な増大は、IoT、AI及びビッグデータの活用につながり、社会にこれまで以上の変革をもたらしつつあります。その一方で、情報流出やシステム障害などのリスクを伴うサイバー攻撃も一層巧妙化すると考えられます。

今後、ICTの利活用による便利で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、これらの情報通信を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、利活用を促進する人材の育成及び県民生活や地域活性化に役立つサービスの提供が求められています。

取組みの方向

ネットワークのブロードバンド化やモバイル化、サービスの高度化に伴う急速な構造変化が進行しており、大きな転換期を迎えている中、変化に対応しながら、超高速インターネットサービス等をいつでも、どこでも、誰でも使えるよう、高度情報通信基盤の整備を進め、地域における情報格差の是正を図るとともに、公衆無線LANや新たな移動通信システムである第5世代移動通信システム(5G)の災害時における活用をはじめとした地域での利活用の推進やICT利活用を促進する人材の育成など、ICT普及のための環境整備を推進します。

また、豊かな県民生活の実現に向け、医療・福祉や防災・防犯、産業、観光、教育、環境などの各分野におけるICTの利活用を促進するほか、ビッグデータの利活用やAIやIoT等の導入など各行政機関と連携しながら県民本位の効率的な電子行政の実現を目指します。

主な取組み

1 高度情報通信基盤の整備

超高速ブロードバンドネットワークをはじめとする高度情報通信基盤の整備を推進し、情報格差の解消を図るとともに、クラウドコンピューティングの活用など新たな情報化社会へ対応できる基盤整備に取り組みます。

また、地域活性化や安全・安心の確保のため、携帯電話等の不通話地域を解消するとともに、「えひめFreeWi-Fi」を活用したインバウンド対策など、スマートフォンなどによる地域の情報収集や情報発信力の強化を図ります。

2 地域のICT利活用を促進する人材育成

行政や大学、企業、地域社会が連携し、地域社会におけるICT利活用を促進する人材を育成するとともに、地域経済や地域社会の活性化につながるネットワークづくりを支援するなど、地域のICT利活用を促進します。

3 情報通信技術を活用した新たな取組み

高度情報通信ネットワークにより、距離を超えた対面型コミュニケーションが低コストで可能となったことから、学校や自宅のICT環境を活用した新しい教育システムの構築や、遠隔医療等による効率的な医療サービス、柔軟な働き方が可能となるテレワークを実践するための環境整備など、ICTの特長を生かした新たなサービスの実用化に向けた検討を進めます。

また、誰もがインターネット等を通じて行政が保有するデータを容易に利用できるようオープンデータの公開及び活用に取り組みます。

4 県民本位の効率的な電子行政の実現

行政手続きのオンライン化を推し進める「官民データ活用推進基本法」の趣旨を踏まえながら、マイナンバー制度を利用した行政サービスの普及に努めるとともに、県民や企業等が行政機関に対して行う各種申請・届出等の手続きを、ICTを活用して便利で安全に行えるようにするなど、質の高い行政サービスの提供体制を構築します。

また、ビッグデータの利活用を推進し、分野横断的に活用することによる効果的な政策立案や住民サービスの向上等を図るとともに、AIやIoT等の積極的な導入、各行政機関が連携した情報システムの構築及び個人情報保護・情報セキュリティ対策の強化など、電子行政基盤の更なる高度化を図ります。

5 県民誰もがデジタル技術の恩恵を受けられる環境づくり

県内各地域でデジタル活用をサポートする人材の配置促進や、地域における自立的な活用の仕組みづくりなど、誰もがデジタル技術に親しみをもち、恩恵を受けられる環境づくりに取り組むとともに、産学官が連携し、ローカル5Gを含めた次世代情報通信基盤の整備促進に取り組むことにより、居住する地域にかかわらず、県民誰もがデジタル化の効果を最大限享受できる環境整備に努めます。

政策 安全・安心な暮らしづくり

目指す方向

食の安全性や水資源の確保、悪質商法等の被害防止など、生活者の立場に立った安全・安心な暮らしを確保するとともに、交通安全や防犯に対する意識を高め、警察活動の基盤を強化し、地域が一体となった交通事故と犯罪の起きにくい社会づくりに努めます。

また、原子力発電所の安全対策と並行して、避難計画の実効性向上のための見直しや具体化を不断に進めるなど、防災対策の強化に取り組みます。

そして、日常生活全般にわたり、誰もが安心して安全に暮らせる社会の実現を目指します。

— 施策30 消費者の安全確保と生活衛生の向上

目標 もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

— 施策31 水資源の確保と節水型社会づくり

目標 水不足の不安を解消したい

— 施策32 交通安全対策の推進

目標 交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

— 施策33 犯罪の起きにくい社会づくり

目標 犯罪被害者を一人でも少なくしたい

— 施策34 原子力発電所の安全・防災対策の強化

目標 原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

施策30 消費者の安全確保と生活衛生の向上



目標

もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
県消費生活センターにおける相談解決率	99.5% (平成29年度)	100%
家畜の監視伝染病発生件数	51件 (平成29年度)	51件以下
生産段階における農産物の残留農薬の安全性確保達成状況	100% (平成29年度)	100%
県食品表示ウォッチャーのモニタリング結果に基づく不適正な食品表示の割合	15.4% (平成29年度)	0%
食中毒の発生件数の全国での相対的位置 (人口10万人当たりの発生件数、全国平均を1.0とする)		1.00以下 (令和4年)

現状と課題

規制緩和やインターネットの普及により、商品やサービスの購入方法が多様化するなど、生活の利便性が高まる一方、社会的弱者と言われる高齢者や次代を担う若者等からの消費生活に関する相談が目立つ状況にあり、架空請求やワンクリック請求をはじめとする悪質商法等の被害が増加し、その内容も複雑多様化しています。

また、2015年に国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標であるSDGs(持続可能な開発目標)における目標の一つに、「持続可能な生産・消費形態の確保」が掲げられるなど、消費者自らが、地域や人、環境に配慮して消費活動を行うことが求められています。

さらに、食品偽装表示や輸入食品の異物混入問題、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生などにより、食への信頼性が低下する中、食の安全・安心確保に向けた取組みが求められています。

加えて、日常生活に密着した理美容所、公衆浴場等の生活衛生施設における衛生水準の維持・向上を図るとともに、動物愛護管理の推進のため、飼主の社会的責任の徹底や処分頭数減少への取組み等が必要です。

取組みの方向

県民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関と連携・協力しながら、消費生活に関する相談体制の充実や悪質商法等の消費者トラブルの未然防止に取り組むとともに、地域や人、環境に配慮した「おもいやり消費(エシカル消費)」の普及啓発を図ります。

また、食品の生産から消費に至るまでの各段階における監視指導やグローバル化に対応した事業者の育成等に努め、食の安全・安心の確保を図ります。

さらに、生活衛生関係事業者の経営の健全化を図るとともに、生活衛生施設を安心して利用できるよう衛生指導に努めるほか、人と動物が共生する豊かな地域社会の構築に努めます。

主な取組み

1 消費生活の安定・向上

消費生活相談員のスキルアップや市町との連携強化により、県消費生活センターと市町相談窓口の体制の充実に努めるとともに、消費者被害の発生拡大防止のため、高齢者・障がい者等見守りネットワークの活性化を図ります。

また、消費者が地域や人、環境に配慮した消費行動をとるとともに、自主的かつ合理的に商品・サービスを選択できるよう、持続可能なライフスタイルや消費者問題に関する学習機会と情報の提供を積極的に行うなど、消費者教育や啓発の充実に努めます。

さらに、悪質事業者に対する効果的な指導・処分の実施等に取り組み、消費生活の安定・向上に努めます。

2 食の安全・安心の確保

食の安全・安心に関して正確で分かりやすい情報を提供し、相談体制を充実するほか、リスクコミュニケーション等を通じた関係者相互の理解促進並びに自主回収報告制度等の適正な運用を進めるとともに、エコえひめ農産物の生産促進や販売拡大に取り組みます。

また、毎年のように問題となっている家畜伝染病等の防疫活動を迅速・的確に行うため、県家畜保健衛生所及び県家畜病性鑑定所の機能強化を図るとともに、衛生環境研究所及び保健所等食品検査施設の機能充実に努めるほか、農薬、動物用医薬品等の適正使用の指導や、食品関連施設に対する監視指導の適切な実施により、食品を介した健康被害の発生を防止します。

このほか、食品表示法の施行による新たな食品表示制度を踏まえ、食品関連事業者への適正な食品表示の普及啓発・監視指導及び食品表示ウォッチャーの活動により、食品表示の適正化に取り組みます。

さらに、食品の輸出促進も見据えられた食品衛生法等の改正により、HACCPに沿った衛生管理が全国一律の基準として制度化されることを踏まえ、保健所等の食品衛生監視員による助言・監視指導等を通じて、食品等事業者による自主的な衛生管理の適正化を図ります。

3 生活衛生の維持・向上と動物の愛護・管理

生活衛生施設への監視指導や各種資格試験を適切に実施するとともに、関係団体とも連携して生活衛生関係事業者の事業承継の支援、後継者育成及び経営の健全化を図り、衛生水準の維持向上に努めます。

また、県動物愛護センターの機能強化と市町・獣医師会・民間企業等との連携強化を図り、飼主や動物取扱業者の社会的責任の周知徹底や終生飼養の徹底、飼い主のいない猫対策の推進等による引取り頭数の削減及び犬猫の適正な譲渡拡大等による処分頭数の減少に取り組むとともに、国内侵入が危惧される狂犬病等の動物由来感染症の防止を図ります。

4 キャッシュレス決済の普及・啓発と利用促進

キャッシュレス決済については、消費者にとっての現金の紛失や盗難等のリスク軽減、事業者にとっての現金管理コストの削減による生産性向上、新しい生活様式への対応など様々なメリットが期待される一方で、情報セキュリティの確保や利用者にもデジタルリテラシーが求められるため、キャッシュレス決済の普及・啓発等に取り組み、消費生活における利便性を向上させます。

施策3 1 水資源の確保と節水型社会づくり



目標

水不足の不安を解消したい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
渇水による上水道・簡易水道の断水の回数	0回 (平成29年度)	0回
人工林における間伐実施面積	4,624ha/年 (平成29年度)	5,500ha/年
老朽ため池改修数	0箇所 (令和元年度)	60箇所

現状と課題

本県は、山が急しゅんで平野部が少ないという地形的要因に加え、瀬戸内海式気候による少雨の影響から、慢性的な水不足に悩まされてきました。

このため、恒常的な水の確保に向けて、県では、これまで多目的ダムを中心とした水資源開発を行ってきましたが、ダム建設の適地が減少してきていることに加え、環境問題や財政状況などから、新たなダム建設を巡る状況は大変厳しくなっています。

一方、上水道を中心とする水需要は、人口減少や、節水への県民意識の高まりを受け、近年は低下傾向にあります。雨が降るときと降らないときが極端になるなど、降雨形態の変化等もあり、将来にわたり水を安心して利用できる暮らしを確保するためには、既存の水資源の有効活用、水源の保全、節水型社会の形成などを総合的に行うことが求められています。

取組みの方向

地域の水需要に対し安定した供給を図るため、森林や農地が持つ水源かん養機能を保全する取組みを進め、水の健全な循環を維持するほか、既存の水資源の有効活用に努めるとともに、県民の節水意識の高揚を図りながら、更なる水の効率的な利用に努める節水型の社会づくりを推進し、総合的な水資源管理を進めます。

主な取組み

1 既存の水資源の有効活用

計画量を超える堆砂などにより利水容量が低下しているダムやため池のしゅんせつ、堤体の改修などにより既存水源の機能維持に努めるとともに、導水管や用水路等の漏水対策など既存施設の計画的な維持管理・保全対策を行います。

また、限りある水資源を有効に活用するため、水利用実態の変化などに応じた水利用の調整に努めます。

2 自然と調和した健全な水循環の保全

水源地域の森林整備や農地の保全等を推進するとともに、湧水池の保全や地下水のかん養などにより、健全な水循環の保全に努めます。

3 節水型の社会づくり

水資源の重要性に関する啓発や、節水や雨水利用に関する情報、渇水時の水源情報の提供を行い、合理的な水利用と水行政への理解を深めるためのPRなどにより、県民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器、雨水貯留施設等の普及などにより節水型社会づくりを推進します。

施策 3 2 交通安全対策の推進



目標

交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
交通事故死者数	48人 (令和2年)	33人以下 (令和7年)
交通事故重傷者数	590人 (令和2年)	400人以下 (令和7年)
市街地における歩道等の整備率	74.1% (平成28年度)	75.4%

現状と課題

本県における交通事故総量（発生件数及び負傷者数）は、平成17年から平成30年まで14年連続で減少していますが、交通事故死者数は、平成25年から5年連続70人台と高止まりの状況が続いていたところ、平成30年は59人と減少しています。

近年の全国における交通事故件数に占める本県の構成率を見ると、死者数が全事故件数の約2倍の構成率となっており、県内では致死率が高い交通事故が多発している状況となっています。

交通弱者と言われる歩行者、自転車と車両との衝突事故が多発していることが、本県で交通事故の致死率を押し上げる要因となっています。

さらに、本県では、交通事故死者に高齢者が占める割合は全国平均と比べ高い割合となっているとともに、高齢者の運転免許保有者数は増加傾向にあり、高齢運転者が交通死亡事故を誘発するケースも増加しています。

また、子どもから高齢者まで広く利用されている自転車が関与する交通事故でも、発生件数及び負傷者数は減少しているものの、依然、頭部の負傷等を致命傷として、多くの方々が犠牲となっており、引き続き、自転車利用者に対する安全利用意識の向上を図る必要があります。

取組みの方向

交通事故を減らし、県民の平穏な生活を確保するため、関係機関・団体等が協力して広報啓発活動や交通安全教育を推進し、県民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。

また、交通事故の発生実態に即した交通事故の抑止に資する交通指導取締りを強化するとともに、自転車利用者に対し、ルール遵守とマナー向上に向けた教育、ヘルメットの着用促進等を図ります。

特に、歩行者・自転車と車両との衝突事故を減少させるために、運転者への横断歩行者保護・優先意識の浸透と定着化を図るとともに、「シェア・ザ・ロード」の精神に基づくルール遵守とマナー向上に向けた自転車安全利用対策を推進します。加えて、高齢者に対する運転免許相談の充実や運転免許を返納しやすい環境整備の推進など、高齢運転者対策にも取り組みます。

さらに、安全で円滑な交通社会を実現する上で根源的な対策である交通環境の整備も、関係機関等と連携を図りながら効果的かつ計画的に進めていきます。

主な取組み

1 交通弱者と言われる歩行者・自転車の保護に資する交通安全対策の推進

運転者への歩行者、自転車利用者に対する保護・優先意識の定着化を図るとともに、歩行者・自

転車利用者への安全な道路横断に重点を置いた交通安全教育や反射材の着用定着化に向けた取組みを強化して、歩行者等と車両の交通事故抑止を推進します。

また、システムの高度化による更に詳細な交通事故分析を行うことなどによって、交通事故の発生実態に即した交通事故の抑止に資する交通指導取締りを推進します。

さらに、速度超過や横断歩行者妨害等の重大事故に直結する悪質・危険違反に重点指向した取締り、交通事故の被害軽減を図るためのシートベルト・チャイルドシート着用義務違反等の取締りを強化します。

2 高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもしないための諸対策の推進

高齢者を交通事故の被害者としなないため、交通安全教育車や各種シミュレーター等を活用した「参加・体験・実践型」の教育、高齢者世帯訪問による個別指導、反射材の配布・貼付活動等を更に推進します。

また、高齢者を交通事故の加害者としなないため、運転免許相談の充実、身体機能の変化を踏まえた交通安全教育等を推進するほか、「運転免許自主返納支援制度」の更なる拡充を図るなど、運転や交通手段の確保に不安を感じている高齢者が自主的に運転免許を返納しやすい環境を関係機関・企業等と連携しながら整備していきます。

3 総合的な自転車対策の推進

関係機関・団体との連携を一層強化し、自転車利用者のルール遵守とマナー向上に向けた教育機会を更に増やしていくとともに、悪質・危険な交通違反者に対する指導や取締りを強化します。

また、自転車乗車中における交通事故の被害軽減を図るため、関係機関・団体と連携し、「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の基本理念である「シェア・ザ・ロード」の精神の普及・啓発に取り組みます。さらに、「思いやり1.5m運動」や、「走ろう！車道運動」の浸透及びヘルメットの着用を促進する対策を推進するとともに、道路管理者とも連携し、自転車道や自転車専用通行帯等の自転車の安全な通行環境の整備を促進します。

4 安全で円滑な交通環境の整備

信号機の集中制御化や信号灯器のLED化等、道路の新設・改良等に伴う交通環境の変化に適切に対応するとともに、老朽化した交通安全施設を適切に更新整備するなど、交通実態に応じた交通規制を実施して、交通の安全と円滑を図ります。

また、歩道の整備や段差改善等により、生活道路や通学路の安全対策を推進し、子どもや高齢者等の安全の確保を図ります。

このほか、大規模災害時の停電に備えた信号機滅灯対策として、信号機電源付加装置等の整備を進め、災害に強い交通安全施設の拡充に努めます。

5 交通事故被害者支援の推進

交通事故の被害者や遺族及び被害関係者に対して、交通事故に関する相談活動やその意向に沿ったきめ細かな支援活動を積極的に推進するとともに、多様化・複雑化する相談内容に対応できる体制の充実に努めます。

6 データ・デジタル技術を駆使した交通安全

ビッグデータやデジタル技術を活用して交通渋滞や事故危険箇所等を予測するなど、安全で円滑な道路交通の実現に向けた取組みを推進することで、県民の安全の向上を図ります。

施策33 犯罪の起きにくい社会づくり



目標

犯罪被害者を一人でも少なくしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
青色防犯パトロール車両台数	1,547台 (平成30年)	1,600台 (令和5年)
犯罪率(人口千人当たり)	6.19件 (平成30年)	5.50件 (令和5年)
凶悪犯罪の検挙率	-	100% (令和4年)
重要窃盗犯罪の検挙率	67.6% (平成30年)	70.0% (令和4年)
事業所CSR活動、基金により設置した街頭防犯カメラの設置台数	1,013台 (平成29年度)	1,200台 (令和5年度)
不当要求防止責任者講習の受講者数	15,082人 (平成29年度)	20,000人
刑法犯検挙人員中の再犯者数	1,230人 (平成30年)	950人 (令和5年)

現状と課題

本県では、平成15年に戦後最多を記録した刑法犯認知件数が、15年連続で減少し、平成26年から5年連続で戦後最少を更新するなど、犯罪情勢を示す指標に一定の改善が見られます。

しかしながら、子どもや女性、高齢者を対象とする犯罪等が多発しているほか、インターネットを悪用した犯罪の増加、暴力団をはじめとした犯罪組織の潜在化が進むなど、犯罪が悪質・巧妙化しており、県民の安全・安心を脅かす要因となっています。

また、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合(再犯者率)が50%を超えた高止まりの状況にあり、犯罪や非行を繰り返す者の中には、貧困や疾病など、立ち直りに多くの困難を抱える者がいます。

地域の絆が薄れて、地域社会が有していた防犯機能が低下しているといわれる中、犯罪被害者を一人でも少なくするためには、県民や事業所、関係機関・団体、自治体、警察等が協働して、県民一人ひとりの防犯意識を高め、地域を守っていくことが必要です。

取組みの方向

安全・安心の確保に地域社会全体で取り組むため、平成25年4月に施行された「犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」スローガンのもと、自主的な防犯活動や犯罪の防止に配慮した環境整備の促進などを図るとともに、安全・安心に関する情報提供を積極的に行います。

また、警察基盤を強化し、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の撲滅や暴力団など犯罪組織の壊滅への取組みなど、犯罪の抑止と検挙を車の両輪にした「県民を守る」積極的な活動を推進します。

さらに、万が一犯罪被害にあった場合には、被害者や遺族及び被害関係者が、再び平穏な生活を営むことができるよう各種の支援を行うとともに、犯罪被害者等が存することを十分認識し、県民の理解と協力を得ながら、再犯防止の推進に取り組みます。

主な取組み

1 地域ぐるみで治安を維持する体制の構築

自主防犯ボランティア団体の結成や青色防犯パトロール活動への参加など、県民の自主防犯活動を促進するとともに、自治体や事業所等と連携して、防犯カメラの普及促進や犯罪抑止に配慮した環境整備に取り組むなど、安全を確保するためのセーフティネットを構築し、県内全域をまるごと安全で安心なエリアにする取組みを強化します。

2 分かりやすい「安全・安心情報」の積極的な発信

県民の関心が高い身近な事件・事故情報や、子ども・女性・高齢者に対する犯罪を未然に防止するための「安全・安心情報」をホームページ、マスコミなどを通じてタイムリーに発信します。

また、防犯意識を高めるため、視聴覚に訴える県警独自の自主制作番組の配信や、警察音楽隊の活動などにより、県民に「安全・安心情報」をより分かりやすく伝えます。

3 警察活動を支える基盤の充実強化

県民の安全・安心な暮らしを守るため、研修や教育訓練を通じて警察職員の職務執行力の強化を図るとともに、女性警察官の一層の活躍推進や退職警察職員の有効活用を推進するなど人的基盤の強化に努めます。

また、犯罪への対処能力向上に向けて、業務のICT化による警察力の充実強化をはじめ、科学技術の活用や捜査用資機材の整備拡充に取り組み、迅速かつ効果的な捜査活動を推進します。

4 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の撲滅に向けた取組強化

特殊詐欺の撲滅を目指し、県警察の総合力を発揮した取締りを強化するとともに、県民及び社会の抵抗力を高めるため、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、分かりやすい防犯指導や広報啓発活動、被害防止対策などを推進します。

5 サイバー空間の安全確保

県民の日常生活の一部となっているサイバー空間の安全を守るため、多発するサイバー犯罪の抑止や関係事件の検挙、サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止等に取り組みます。

6 暴力団の排除・根絶への取組み

事業主、行政に対する不当要求防止責任者講習を開催するとともに、社会全体での暴力団排除意識の高揚と暴力団排除運動の推進を図ります。

また、「愛媛県暴力団排除条例」の積極的かつ効果的な活用を図り、地域を挙げて暴力団の排除・根絶に取り組みます。

7 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた取組み

在留外国人が地域で安心して共生できる環境を整備するため、地域住民や関係事業者等と連携した支援を推進するとともに、共生を阻害する不法滞在など違法行為の根絶に取り組みます。

8 犯罪被害者支援の推進

民間被害者支援団体をはじめとした関係機関・団体との連携などにより、犯罪被害者や遺族及び被害関係者に、きめ細かく途切れることのない支援を行います。

また、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた広報啓発活動などにより、社会全体で被害者を支える気運の醸成に努めます。

9 犯罪や非行の繰返しを防ぐための体制の構築

犯罪や非行をした者等の立ち直りや再犯の防止に向け、社会復帰を困難としている問題の解消を図るため、地域において必要な支援や情報の共有を図る体制の構築等に取り組みます。

10 新型コロナに便乗した犯罪の撲滅に向けた取組強化とDXによる防犯の推進

新型コロナに便乗した詐欺の撲滅やサイバー犯罪への対策強化に取り組むとともに、県民及び社会の抵抗力を高めるため、関係機関等と緊密に連携しながら、積極的に広く注意喚起を行います。

また、犯罪の予防・検知・検挙活動等にデータやデジタル技術を活用することで、効果的な防犯対策を推進するほか、メール等も活用し、県民に対して安全・安心に関する情報や自主防犯に活用できる情報を迅速・的確に届けられるよう取り組みます。

施策34 原子力発電所の安全・防災対策の強化



目標

原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合	97.0% (平成30年度)	100%
原子力施設見学会等参加者数	617人 (平成30年度)	630人以上

現状と課題

四国で唯一の原子力発電所である伊方発電所の安全規制については、原子炉等規制法等の関係法令に基づき国が一元的に行っていますが、県としても周辺住民の健康と安全を守る立場から、昭和51年に安全協定を締結し、環境放射線等の監視や発電所への立入調査を行うとともに、異常が発生した場合には、県民に対する迅速かつ正確な情報提供に努めています。

原子力発電所の安全性については、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制委員会が設置され、同事故の教訓や国内外の最新の知見を反映して策定された新規制基準に基づき審査する体制が整備されました。

伊方発電所3号機については、原子力規制委員会における厳正な審査において、新規制基準に適合するとして原子炉設置変更許可を受けましたが、県としては、原子力規制委員会の審査と並行して、伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会で安全性等を確認するとともに、県独自の安全対策として、国の基準を上回る電源対策や揺れ対策など8項目について四国電力に要請するなど県民の安心・安全の確保に努めてきました。

また、伊方発電所2号機の廃止措置や使用済燃料乾式貯蔵施設の敷地内設置についても、同専門部会において、安全性等を審議・確認しているところであり、今後とも、運転の有無にかかわらず、伊方発電所全体の安全確保に万全を期す必要があります。

原子力防災対策については、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力防災資機材を拡充配備するとともに、訓練やその検証結果を踏まえた広域避難計画の見直しなど充実強化に取り組んでいますが、更なる実効性向上のための取組みを不断に進めていく必要があります。

取組みの方向

伊方発電所で異常が発生した場合の迅速かつ正確な情報提供について、これまで以上に万全を期すとともに、四国電力に対し、伊方発電所の安全対策の一層の強化を求め、伊方原子力発電所環境安全管理委員会等で確認を行います。

また、安全対策の追求と並行して、避難計画の実効性向上のための見直しや具体化を不断に進めるなど、国・周辺県・市町・関係機関等とも連携協力しながら、原子力防災対策の一層の充実強化を図ります。

主な取組み

1 迅速かつ正確な情報の提供

県原子力センターを中心とした適切な環境放射線の監視や原子力発電所への立入調査、モニタリング資機材等の整備・更新等に取り組むとともに、伊方発電所で発生した異常事象については全て通報連絡を受け、県がランク分けをして公表するという「愛媛方式」の徹底を図り、県民への迅速かつ正確な情報提供に努めます。

2 原子力発電所の安全対策の強化及び県民への正しい知識の普及啓発

四国電力が実施する安全対策や原子力規制委員会が実施する審査の状況等について、県伊方原子力発電所環境安全管理委員会等において確認するとともに、県として、必要な独自の追加的安全対策を要請します。

また、身の回りの放射線測定体験教室や原子力施設の見学会、リーフレットの作成・配布等を通じて、放射線や原子力発電に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

3 広域避難計画の充実強化

原子力災害が発生した場合に、住民が安全で迅速な避難ができるよう、実践的な訓練等を通じた避難計画の見直しや避難対策の具体化を進めるなど、避難計画の実効性向上に不断に取り組みます。

4 避難路等の交通基盤の整備

住民の避難等が迅速かつ安全に行えるよう、緊急時の住民避難や要員・物資輸送のための避難路等（大洲・八幡浜自動車道、県道鳥井喜木津線等）の整備を進めます。

5 国・周辺県・市町・関係機関等との連携強化

広域的な防災活動が円滑に行えるよう、国・周辺県・市町・関係機関等との連携を図り、情報共有や住民避難等の広域連携体制の強化に取り組みます。

6 原子力防災資機材等の整備・更新

ドローン等最新技術の駆使をはじめ、国・市町・関係機関等を結ぶ緊急時連絡網や原子力防災資機材等の適切な整備・更新に努め、原子力災害に備えた防災体制の充実強化を図ります。

7 実践的な防災訓練等の実施

原子力防災訓練において、多くの住民が参加するための避難訓練の拡充のほか、ブラインド方式など複合災害に対応した実践的な訓練を実施して避難計画の見直しに反映するとともに、防災業務関係者等を対象とした研修を実施して、原子力防災の知識普及や対応力の向上、関係機関の連携強化を図ります。

政策 災害に強い強靱な県土づくり

目指す方向

台風や豪雨、地震等による自然災害の発生に備え、学校等の身近な施設の耐震化や治水対策、土砂災害防止対策など、被害を未然に防ぐための取組みを推進します。

また、本県に甚大な被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨災害の検証結果を踏まえつつ、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害や武力攻撃事態等の発生に備え、市町や関係機関との連携・協力体制を整えるとともに、地域住民の防災活動や防災訓練への参加意識を醸成するなど、地域防災力の向上を図ります。

そして、国土強靱化基本計画を踏まえた愛媛県地域強靱化計画により、地域の実情に応じた県土の強靱化を進め、県民の生命・身体・財産を守ることができる「災害に強い愛媛」を目指します。

施策35 防災・危機管理体制の強化

目標 災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

施策36 災害から県民を守る基盤の整備

目標 災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい

施策35 防災・危機管理体制の強化



目標

災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
防災士の数	12,817人 (H31.3現在) (平成30年度)	21,561人
自主防災組織の訓練実施率	59.5% (平成30年度)	85.0%
県防災メール及びひめシェルターの登録者数	29,942人 (平成30年)	55,442人
応急仮設住宅候補地の確保率	99.2% (平成29年度)	100%以上
土砂災害警戒区域の指定数	6,238か所 (平成30年度)	16,311か所 (令和3年度)

現状と課題

近年、台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害、土砂災害の発生が相次いでおり、本県においても、平成30年7月豪雨災害では、関連死を含め平成31年4月末時点で33名もの尊い命が犠牲となったほか、約6,600棟もの住家被害など、甚大な被害を受けたほか、県地震被害想定調査では、南海トラフ巨大地震が本県に最も甚大な被害をもたらすと想定されており、風水害や地震・津波などに対する防災力の一層の強化が急務となっています。

加えて、石油コンビナート等における重大事故や武力攻撃事態など、県民の安全を脅かす事態が発生した場合における迅速かつ的確な対応も必要となっています。

取組みの方向

誰もが安心して暮らせる災害に強い地域社会を確立するため、県地域防災計画の見直しを随時行うとともに、自助・共助・公助が相互に連携・協力する体制を強化し、防災力の向上に取り組めます。

また、東日本大震災の教訓や県地震被害想定調査の結果を踏まえ、今後発生が危惧されている大規模地震による被害を最小限に抑えるため、「えひめ震災対策アクションプラン」によりハード・ソフトの両面から計画的・総合的に施策を展開するとともに、豪雨災害を検証し、避難対策や地域防災力の向上等、得られた教訓や課題等への迅速な対応を行うなど、防災・減災対策を着実に進めます。

さらに、四国や中国地方をはじめ、他県等との広域応援体制を強化するとともに、「愛媛県広域防災活動要領」に基づき、市町や関係機関と連携して、全国から人的・物的支援を受け入れる体制を整備します。

併せて、災害時に必要不可欠な情報収集・伝達体制の確保を確実にするため、災害情報システムの高度化や災害情報の住民への伝達方法の改善等に取り組めます。

加えて、県業務継続計画(県版BCP)や災害時行動計画の見直し等により、実効性の更なる向上に取り組むとともに、武力攻撃事態やテロなど様々な危機事案に対して、迅速かつ的確に対応できるように努めます。

そのほか、土砂災害から県民の生命を守るため、早期避難につながる土砂災害防止対策(ソフト対策)の取組みを推進します。

主な取組み

1 災害対応力の強化

災害対応資機材・備蓄物資の整備更新や災害対策本部職員の防災専門機関での研修等による災害対策本部（本庁・地方局）機能の強化、実践的な防災訓練を通じた災害発生時の迅速な初動体制の確立など、災害の拡大を防止するための体制強化を図るほか、県、市町、自衛隊等の関係機関が大規模災害等に関する課題について、検討・協議等を行うことにより、地域防災力の向上を図ります。

また、石油コンビナート等に対する安全指導等を適切に実施し、自主保安体制の確立を促進するとともに、関係機関と連携して総合的防災対策の強化に取り組みます。

2 避難対策の強化

市町や自主防災組織等と連携し、住民の避難対策の充実強化に取り組みます。避難所生活に必要な資機材の整備や避難所運営を担う人材の育成に取り組み、避難所における良好な生活環境の確保が促進されるよう支援していきます。

また、被災者の不安解消や混乱防止のため、市町や関係機関と連携・協力しながら、安否照会や避難生活に必要な情報がスムーズに伝わる体制の構築に努めるとともに、生活必需品等の備蓄や民間企業との応援協定の締結を推進し、被災者に対する緊急援護物資の配付体制等の強化に取り組みます。

併せて、高齢者・障がい者・外国人等の災害時要配慮者に対する支援の充実を図ります。

さらに「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、津波避難対策特別強化地域に指定された宇和海沿岸地域を中心に津波避難対策が促進されるよう支援していきます。

加えて、市町や地域における津波避難計画の策定を支援します。

3 土砂災害防止対策（ソフト対策）の推進

土砂災害から県民の生命及び身体を保護するため、基礎調査をもとに市町等と連携して指定を促進することにより、危険性の周知を図り、県民の早期避難につなげます。

4 防災通信システム等の充実

大規模災害時における発災直後からの確実な情報収集・共有・伝達体制を確保するため、多様な通信手段の確保や映像機能等の強化による防災通信システムの耐災害性の向上、災害情報システムの高度化、防災メール、SNS等の活用や市町が行う戸別受信機等の整備支援などによる住民への迅速かつ確実な情報伝達に努めるとともに、消防防災ヘリコプターと県警ヘリコプターの効果的な運営や訓練の充実、機材の計画的更新など、ヘリコプター運航体制の強化に取り組みます。

5 広域連携の推進

今後、南海トラフ巨大地震等が発生した場合、本県単独での対応には限界があることから、四国や中国地方をはじめ、他県等との情報共有化や広域応援体制の強化に取り組むとともに、市町や関係機関と連携して、拠点施設への資機材整備や「愛媛県広域防災活動要領」により、全国から人的・物的支援を受け入れる体制を整備します。

6 地域における防災力の向上

自主防災組織の中心的役割を果たす防災士について、全国1位を目指すほか、地域防災リーダーの更なる養成やスキルアップなどを通じて、地域防災の要である自主防災組織の充実・強化に取り組むとともに、市町等と連携・協力しながら、防災意識の啓発や地域防災ネットワークの構築等に努めます。

また、消防団員の確保に向けて、基本団員の加入促進とともに機能別消防団員制度の拡大を促進するほか、県消防学校を「地域防災にかかる人づくりの拠点」と位置付け、消防職員・団員の教育訓練はもとより、地域防災リーダーの育成に力を入れるなど、地域消防力の強化に努めます。

さらに、市町の各種ハザードマップ作成を支援します。

7 危機管理対策の推進

職員の危機対応能力の向上を目的とした研修会や訓練等を実施するほか、大規模災害が発生し、人的・物的資源に制約を受けた場合においても、業務を継続できる県業務継続計画（県版BCP）や、災害時行動計画の見直し、民間企業との災害時応援協定締結など、体制の強化に努めます。

また、24時間当直体制により危機事案に迅速に対応します。

8 豪雨災害を踏まえた初動・応急体制等の強化

平成30年7月豪雨災害の検証結果を踏まえ、愛媛県地域防災計画をはじめとする防災体制の見直しを進めるとともに、市町や関係機関と連携した災害時の避難情報の発令や伝達、救出・救助活動、被災者支援対応、仮設住宅の整備・確保など防災・減災対策の更なる充実強化を図ります。

また、県民一人ひとりが平時から災害リスクや避難行動について理解することが重要であり、継続的に防災教育、避難訓練などを実施し、災害時には自らの判断で適切に避難行動を取ることができるよう、自助・共助の更なる推進を図ります。

9 コロナ禍における適切な避難対策の充実・強化

コロナ禍において必要となる分散避難等の「新たな避難行動」、避難の際の衛生用品の持参、避難所での衛生管理の徹底などの避難時の感染回避行動を多様な媒体を活用して広く発信し、定着を図るとともに、避難所の運営主体である市町と連携し、避難所における感染症対策に取り組むほか、感染防止対策に重きを置いた実践的な訓練等を通じて、災害発生時の感染防止対策の充実・強化に努めます。

10 「安全・安心」スマート防災の実現

防災・減災へデジタル技術を積極的に活用するとともに、アプリやSNS等を活用した安全・安心情報の把握と提供を行うほか、災害に強い情報通信環境の整備・充実を図ることにより、より安全・安心で被害の軽減につながる防災・減災対策に取り組みます。

また、警備対策において、デジタル技術を活用することにより、迅速な対応につなげるとともに、警察情報通信業務における情報通信インフラを整備することで、災害時においても業務を継続できる環境を構築します。

施策36 災害から県民を守る基盤の整備



目標

災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
警察施設の耐震化率(警察署)	75.0% (平成30年度)	93.8%
洪水から守られる戸数	38,700戸 (平成30年度)	41,700戸
海岸保全施設整備による防護面積	9,010ha (平成30年度)	9,250ha
耐震強化岸壁整備率	60.0% (平成30年度)	80.0%
緊急輸送道路の防災対策の整備率	93.3% (平成29年度)	100% (令和8年度)
土砂災害防止施設により保全される人家戸数	44,582戸 (令和元年度)	46,717戸
社会資本の老朽化に起因する重大事故ゼロ	-	0件
老朽ため池改修数	0箇所 (令和元年度)	60箇所
肱川緊急治水対策による浸水被害解消戸数	570戸 (平成30年度)	1,180戸
緊急土砂災害対策による保全人家戸数	0戸 (平成30年度)	1,246戸

現状と課題

急しゅんな地形、ぜい弱な地質等の地理的特性を持つ本県は、台風や豪雨による風水害や土砂災害など自然災害が発生しやすい状況であり、平成30年7月豪雨においては広範囲での記録的な豪雨により、各地で河川の氾濫や土砂災害が頻発し、公共施設等で過去最大級の被害が発生しました。

また、近い将来、発生が予測される南海トラフ地震では、強い揺れと高い津波により甚大な被害が想定されています。

このため、災害による被害を軽減し、県民が安心して暮らせるように、公共施設、河川、道路、港湾、海岸等の社会基盤の耐震化をはじめとする災害予防・減災対策を計画的に実施し、災害に強い県土づくりを着実かつ迅速に進める必要があります。

一方、高度成長期以降、集中的に整備した道路や河川管理施設などの社会資本は、高経年化しており、老朽化の急速な進行が予測されているため、戦略的に施設の維持管理・更新を実施する必要があります。

取組みの方向

誰もが安心して暮らせるよう、平成 30 年 7 月豪雨災害で被災した社会インフラの復旧をはじめ、台風や集中豪雨による風水害や土砂災害を未然に防止する河川改修や土石流・がけ崩れ・地すべり対策、身近な河川の掘削など、県民の安全・安心に直結する様々な安全対策に努めるとともに、南海トラフ地震など、大規模地震の発生に備えた、地震・津波対策となる基盤整備、公共施設の耐震化、緊急輸送道路や港湾の整備等の防災対策を進めます。

また、普段の生活をはじめ、災害時においても、県民の安全・安心を支える社会資本の機能を維持する必要があるため、定期的な施設の点検や的確な修繕・更新を着実に実施します。

さらに、災害発生時においても速やかに復旧を行うことができる体制整備を図るなど、災害から県民を守る基盤づくりを推進します。

主な取組み

1 安全で安心して暮らせる社会資本整備

地震、津波、高潮、洪水、土石流等による自然災害を未然に防止するとともに被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、河川改修、河床掘削、海岸保全施設の整備等を進めるほか、砂防・治山・地すべり対策やため池改修等に取り組みます。

2 公共施設等の災害対応能力の強化

災害発生時には避難所としても活用されるなど、防災上の拠点としての役割を担う県庁・学校・病院等の公共施設や、災害警備活動の拠点となる警察施設の耐震化及び災害発生時における業務継続のための非常用電源設備の整備を推進します。

また、地震時等の応急活動に不可欠な避難や物流などのルートを確保するために、緊急輸送道路の橋りょうの耐震化や道路法面の防災対策、信号機の長期滅灯を防止する信号機電源付加装置の整備、防災拠点港湾や海岸保全施設の耐震化を図るほか、自衛隊駐屯地周辺道路の充実、東温スマートIC（仮称）の整備を通じて、大規模災害対応力を高めます。

このうち、学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には避難所としても利用することから、県立学校については、施設の長寿命化対策を推進するとともに、地震発生時の被害を少しでも軽減できるよう、窓・ガラス、内外装材など非構造部材の修繕に取り組みます。

3 社会資本の戦略的な維持管理・更新

定期的な点検、診断、必要な対策の実施、点検や対策の履歴を記録し、次期点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築します。

また、安全性や経済性を踏まえ、施設を予防的に管理する「予防保全型維持管理」に転換し、適切な時期に必要な対策を実施することで、施設の延命化と、社会資本の維持管理・更新にかかるトータルコストの縮減や予算の平準化を図るなど、戦略的な維持管理・更新に取り組みます。

4 災害復旧・復興への迅速な対応

災害発生時の応急対策に関する企業との連携体制を強化するとともに、建設業者が速やかに事業を再開し、応急対策を迅速に行えるよう建設業BCPの導入を支援します。

また、避難経路の確保はもとより、被害を受けた道路、河川、砂防、治山、港湾、海岸等の社会基盤や、農地・農業用施設、林道、漁港等の農林水産基盤における機能の速やかな復旧により、県民生活や産業活動への影響を軽減し、早期に地域の復旧・復興を進めます。

5 豪雨災害からの早期復旧・復興

平成 30 年 7 月豪雨等における公共土木施設の被災箇所については、早期復旧に向け工事発注を進めており、原則として令和 2 年度末までに全ての復旧工事を完了します。

また、再度災害防止の取組みを進めるため、特に甚大な被害を受けた肱川については、国と連携して策定した「肱川緊急治水対策」に基づき、堤防整備を 10 年前倒しの令和 5 年度末までの完成に向け集中的に実施するとともに、山鳥坂ダムの令和 8 年度完成に向け事業を推進します。併せて、大規模な土砂災害が発生した地区においては、砂防施設整備を令和 5 年度末までの完成に向け実施します。

さらに、災害に伴い発生した土砂について、公共事業への再利用を促進します。

加えて、農林水産施設の被害に関しては、災害復旧事業による対応を基本に早期復旧を図るとともに、被害の拡大防止や経営の継続に必要な応急対策を早期に実施し、市町と連携して被災地の復旧・復興に努めます。

6 公共インフラの保守管理へのデジタル技術の活用

センシング技術等を活用して公共インフラの保守管理を効果的・効率的に実施する方法を研究することにより、公共インフラの保守管理の効率化や防災・減災につなげます。